



山口市地域クラブ 運営ガイドライン（案）

令和7年●月

山口市

第1章 策定の趣旨	1
1 背景.....	1
2 趣旨.....	1
3 ガイドラインの位置づけ.....	1
第2章 山口市地域クラブの活動方針	2
1 活動趣旨.....	2
2 運営体制.....	2
(1) 運営本部	
(2) 地域クラブ	
(3) 指導者配置基準	
(4) 地域クラブコーディネーター	
(5) 指導者バンク	
(6) 参加者（任意加入）	
3 指導スタッフ	5
(1) 指導スタッフの区分	
(2) 指導スタッフの要件	
(3) 指導スタッフの報酬	
第3章 山口市地域クラブの運営	6
1 活動計画.....	6
(1) 平日・休日の定義	
(2) 活動日数	
(3) 活動時間	
(4) 活動場所	
2 会費.....	7
3 保険への加入	7
4 適切な運営のための体制づくり	8
(1) 活動方針、活動計画等の作成	
(2) 学校行事等での地域クラブについての説明	
(3) 大会・コンクール等への参加	
5 地域クラブ活動の指導.....	9
(1) 指導スタッフの心得	
(2) 健康管理・事故防止	
(3) 大会等への引率・指導	
6 安定的な活動のための見直し（活動競技・種目等、エリア等の見直し）	10
(1) 生徒数の減少に伴う見直し	
(2) 第二段階においての見直し	
第4章 学校との連携	11
1 教育的意義の継承	11
2 情報共有.....	11
第5章 適切な指導の担保	12
1 暴言・暴力、ハラスメント等の根絶.....	12
2 定期的な研修会の実施.....	12
(1) 研修内容	
3 資格等の取得支援	12
第6章 その他	13

第1章 策定の趣旨

1 背景

学校部活動は、学校教育の一環として、教職員が指導に当たりながら、興味・関心のある同好の生徒の自主的・自発的な参加のもとに行われてきた。また、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を築き、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を担ってきた。

しかし、少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきているところである。

こうした中、山口市では、令和6年3月に、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)や「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(以下、「山口県の方針」という。)を踏まえ、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動への移行における目指す姿や基本方針など、理念や大きな方向性を示した「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」(以下、「山口市推進方針」という。)を策定した。

2 趣旨

山口市推進方針を基に、山口市立中学校における学校管理下で行われてきた平日と休日の学校部活動から、家庭・学校を含めた地域の連携・協働の下、地域クラブ活動への移行を円滑に進め、生徒及び指導スタッフ等関係者が安心して活動ができ、持続可能な仕組みとなるよう地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の概要について本ガイドラインを定める。

3 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、前述のとおり、山口市推進方針を基に、概要について定めるものであり、本市地域クラブの運用上の各種事項については、「運営マニュアル」、「地域クラブコーディネーターマニュアル」、「指導スタッフマニュアル」、「参加者マニュアル」等に定めるものとする。

<ガイドラインの体系図>



第2章 山口市地域クラブの活動方針

1 活動趣旨

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えられ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。

したがって、山口市地域クラブ活動は、国のガイドラインや山口県の方針、山口市推進方針に基づき、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考えのもと、学校部活動の教育的意義を継承する活動として、学校との連携を踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、豊かな人間性を育むとともに、子どもたちが安心・安全な活動ができることや、生涯にわたっての運動習慣づくりや文化芸術等への愛好が促進されることを目的として実施する。

山口市地域クラブ活動においては、多様な志向や経験の異なる生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供し、楽しみつつも技能の向上を図りながら、生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培い、活動を通して人間的な成長を目指すものである。

2 運営体制

本市では、令和8年9月より、学校部活動から新たなスポーツ・文化芸術活動を提供する場として、市が「山口市地域クラブ」を設置・運営する。

地方自治体ごとに地域移行の方法が異なる中、本市においては子どもファーストの視点に立ち、移行初期における生徒の混乱や負担を最小限に抑えることを目的に、生徒の生活リズムを維持しやすい活動の時間帯や会場への移動に係る負担を考慮し、原則1中学校区ごとに1地域クラブを設置する。また、各地域クラブには、可能な限り既存の学校部活動の競技・種目等を設置する。なお、地域クラブ及び競技・種目等の設置にあたっては、地域の特性や学校規模、部員数、活動状況、参加者のニーズ等を考慮しながら進めることとする。

(1) 運営本部

市に「山口市地域クラブ」を統括する運営本部を設置する。運営本部の業務内容は、情報発信（生徒・保護者・指導スタッフ・市民へ趣旨・体制・運営方法等を周知）、指導スタッフ管理（募集、指導者バンク登録・管理、地域クラブへの配置・活動管理、勤怠管理、報酬支払、研修会の実施）、参加者管理（募集、情報の一括管理、会費の設定・徴収）、地域クラブ管理業務（競技・種目等の決定や見直し、各競技・種目等の活動費・運営費管理）、保険加入業務、安全管理（学校施設・備品等の利用ルールの策定、地域クラブ活動での施設・設備管理、けがや事故・トラブル等への対応）等を行い、山口市地域クラブを統括する。

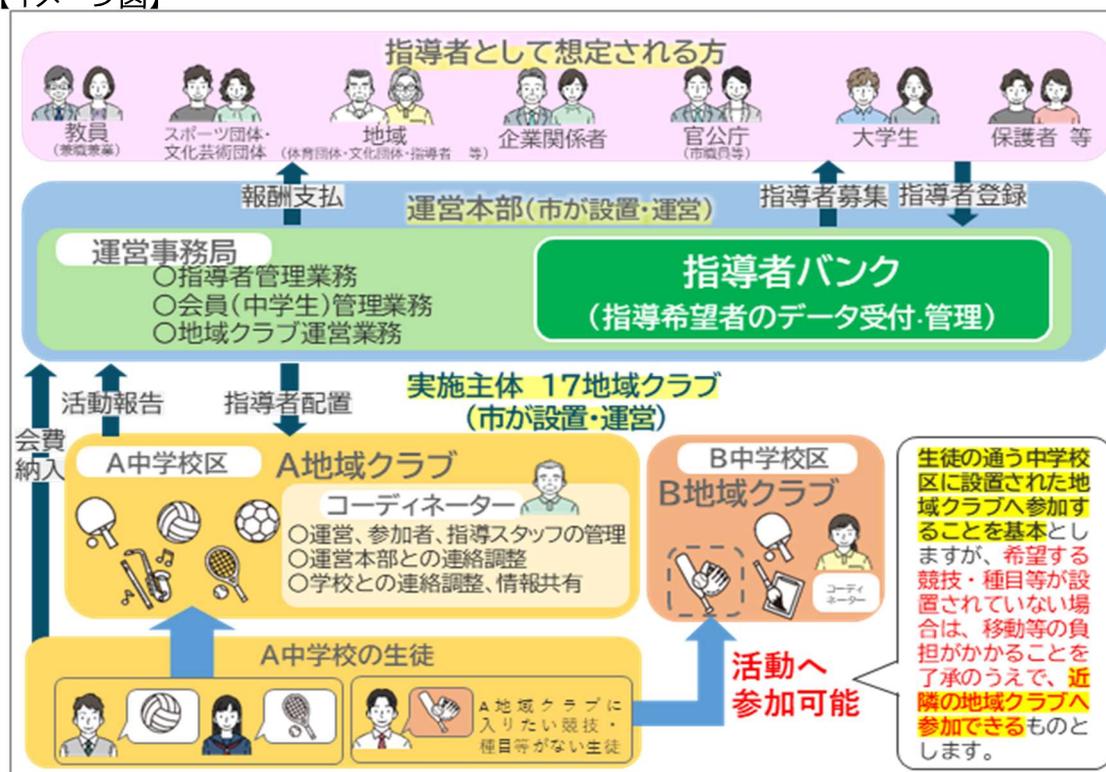
(2) 地域クラブ

市が地域クラブ活動の実施主体となり、地域の特性や学校規模、部員数、活動状況、参加者のニーズ等を考慮しながら、原則1中学校区ごとに1地域クラブを設置し、各地域クラブ活動を管理・運営する。

各地域クラブの競技・種目等は、令和7年度に各中学校に配置している学校部活動の競技・種目等を地域の特性や学校規模、部員数、活動状況、参加者のニーズ等を考慮しながら可能な限り設置することを基本とする。

地域クラブは、地域クラブコーディネーター、指導スタッフ、参加者で構成される。

【イメージ図】



(3) 指導者配置基準

指導者は1名、指導補助者(区分は問わない)は1名以上を1チーム(団体)あたりの指導スタッフ構成の基本とし、活動時における指導スタッフの配置は2名(※)を上限とする。参加人数の状況によっては、別途協議し、指導スタッフの配置上限を変更できるものとする。

指導スタッフの組み合わせ方に制限は設けませんが、週あたり最低1日は指導者を配置することを基本とする。

【※2名の組み合わせ】

「指導者」×「指導補助者Ⅰ」、「指導者」×「指導補助者Ⅱ」、「指導補助者Ⅰ」×「指導補助者Ⅰ」、
「指導補助者Ⅰ」×「指導補助者Ⅱ」、「指導補助者Ⅱ」×「指導補助者Ⅱ」

なお、指導スタッフの区分については、本ガイドライン「第2章 山口市地域クラブの活動方針、3指導スタッフ(P5)」を参照のこと。

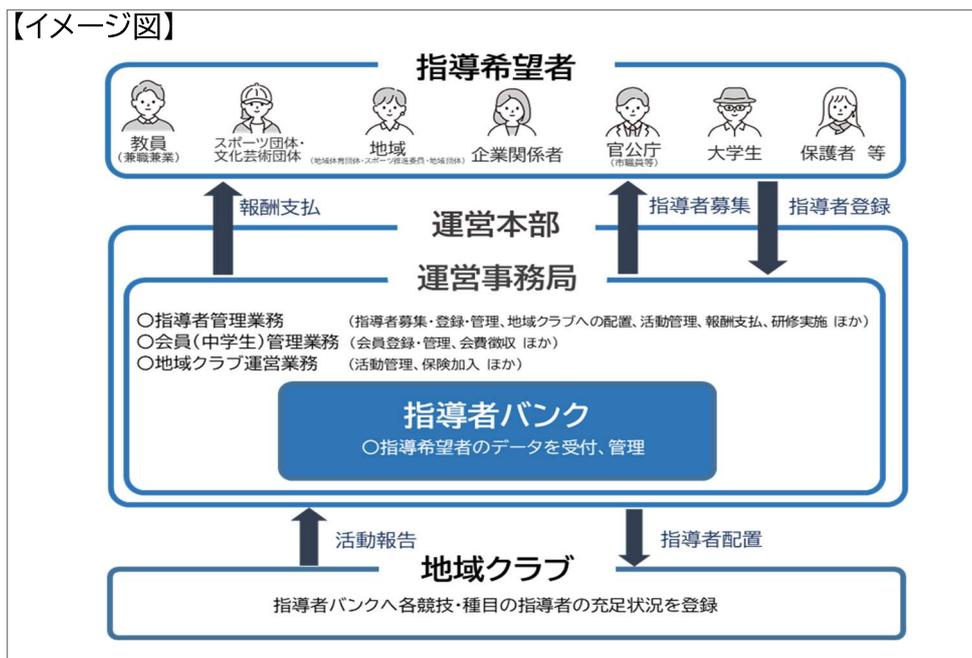
(4) 地域クラブコーディネーター

地域クラブコーディネーター（以下、「地域クラブCN」という。）は、各地域クラブを基本に配置するものであり、指導スタッフと協働し適切に地域クラブを運営する（業務内容は、下記表のとおり）。

地域クラブの運営に係ること	運営の管理 参加者の管理 指導スタッフの管理 運営本部との連絡調整
学校との連携に係ること	学校との連絡調整、情報共有

(5) 指導者バンク

市は運営本部に指導者バンクを設置し、運営事務局が人材の募集、確保、配置等について一括して管理・運用し、円滑な人材の配置を行う。



(6) 参加者（任意加入）

山口市に在住するすべての山口市立中学校の生徒を対象とし、通学している中学校区にある地域クラブに任意で参加することを基本とする。希望する競技・種目等が通学している中学校区の地域クラブにない場合は、近隣にある地域クラブへの参加を認める。ただし、移動については保護者の責任において行うものとする。

3 指導スタッフ

市は、希望する兼職兼業の教員や、スポーツ・文化芸術団体の指導者、地域（体育団体・文化団体・指導者等）、企業関係者、官公庁職員（市職員等）、大学生、保護者、「やまぐち路傍塾」登録者等から指導スタッフを確保する。

（1）指導スタッフの区分

地域クラブの指導スタッフは、指導者、指導補助者（Ⅰ及びⅡ）の区分を設け、市職員（会計年度任用職員）として任用し、労働時間に応じた報酬を支給する。また、労働者災害補償保険法や国家賠償法が適用される。それぞれの区分の職務内容は以下のとおり。

区分	指導者	指導補助者（Ⅰ）	指導補助者（Ⅱ）
主な職務内容	実施責任者として、全ての業務を統括する（年間計画作成、指導内容考案、中央競技団体等への登録、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）。	指導者の補助業務を担う（競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）。	主に参加者の見守りを担う（参加者の出欠確認、安全管理等）。

（2）指導スタッフの要件

指導者及び指導補助者Ⅰは、スポーツや文化芸術等を親しむ生徒と接するにあたり、ふさわしい資質・能力を有し、次の（ア）～（カ）の全てを満たす者とする。指導補助者Ⅱについては、（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）を満たすものとする。

- （ア）登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者（ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者のうち第1学年から第3学年までの者を除く）。
- （イ）指導する運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること。
- （ウ）地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。
- （エ）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に該当しないこと。
- （オ）市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導すること。
- （カ）指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けること。

（3）指導スタッフの報酬

指導者の報酬、時給1,500円程度、指導補助者（Ⅰ）の報酬は、時給1,250円程度、指導補助者（Ⅱ）の報酬は、時給1,000円程度とし、交通費は別に支給する。

第3章 山口市地域クラブの運営

1 活動計画

スポーツ・文化芸術活動に親しみ、自らの技能の向上・仲間づくりを目的とした活動を目指す。地域クラブ活動を行うにあたり、指導者は成長期にある生徒の心身の成長や生活リズムに配慮し、バランスのとれた健康な生活が送れるよう活動日、活動時間を設定する。また、学校生活や家庭生活、地域等の実態を踏まえて、活動曜日や活動時間を工夫し活動計画を作成する（他の競技・種目等と活動場所の重なりを防ぐために活動日を調整する等）。

（1）平日・休日の定義

本市地域クラブにおいては、「平日」を月曜日から金曜日、「休日」を土曜日及び日曜日とし、祝日（振替休日を含む）については、その曜日に準じて取り扱うものとする。

（2）活動日数

週3日（平日2日、休日1日）の活動を原則とする。

定期試験期間等には一定の活動休止期間を設ける。また、学校行事当日やその前後において、参加者の実情に配慮して活動を実施する。学校の長期休業中も学期中の活動日数に準じて行う。

なお、活動日数は週当たり3日（平日2日・休日1日）を原則としながらも、荒天（熱中症特別警戒アラート発令や大雨、暴風等の警報発令時等）による活動休止や、定期試験期間等の活動休止期間を別の週に振り替えて活動することを可能とする。振替活動の実施については、各クラブの判断に委ねる柔軟性を持たせた運用とする。

（3）活動時間

1日の活動時間は、準備・後片付けを含め平日は2時間以内、休日は、3時間以内を原則とする。

活動時間帯は、平日、放課時間～19:00、休日、8:00～17:00を原則とする。

なお、長期休業期間や祝日（振替休日を含む）は、基本的にその曜日に準じて取り扱うものとするが、指導スタッフ及び参加者の状況によっては、活動時間帯の変更を可能とする。

ただし、平日は、生徒の生活リズムを考慮し、放課後すぐに活動が開始され日没までに帰宅することが望ましい。日没後の活動については帰宅方法等に配慮し、参加者及び保護者の合意のもと実施する。

指導スタッフの確保状況により、上記の時間帯での活動が難しい場合は、参加者・保護者を含む関係者の意見を踏まえながら個別に調整をする。

(4) 活動場所

中学校の施設・設備を活用して活動することを原則とする。当該中学校以外で活動する場合には、事前に保護者の了承を得て、送迎等の負担ができるだけ軽くなるよう配慮する。

2 会費

地域クラブ活動の参加者は会費を負担する。市は会費を月額で定め、参加者から月ごとに徴収する。

市は、活動の運営・維持に必要な範囲で会費を設定する。また、公正かつ適切な会計処理を行い、情報開示を適切に行う。会費額は、活動及び運営の見直しに伴い、必要に応じて改定を行うものとする。

市は、経済的に困窮する世帯に対して、会費の一部支援を行う。

会費額は全競技・種目等共通の額とする。また、1競技・種目等毎に徴収するものとし、複数競技・種目等に参加した場合は参加数を乗じた額を徴収するものとする。

1競技・種目等あたりの会費 ●,●●●円（月額）
（経済的に困窮する世帯については市が一部支援を行う）

令和7年8月に国の概算要求に合わせて、以下が提示される予定とされており、その内容をもって会費額を検討し決定する。

- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方
- 公的負担の国・都道府県・市区町村の在り方
- 受益者負担の金額の目安
- 困窮する世帯の生徒への支援への在り方

検討中

【参考】

地域クラブ活動直接経費に含む経費	地域クラブ活動直接経費に含まない経費 (別途個人負担)
<ul style="list-style-type: none"> ・市が配置する指導スタッフへの報酬 ・参加者の保険料 ・通常の練習に係る消耗品費、備品購入費用 ・活動管理ツール使用料 ・市が認める大会・コンクールへの参加料、団体登録料 ・中学校体育連盟会費(登録料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の用具・消耗品 （(ユニフォーム・スパイク・シューズ等)※地域クラブが所有しているユニフォームを除く） ・交通費・旅費 ・活動直接経費に含まれない大会出場に係る参加料 ・中国及び全国大会出場に係る経費 ・個人練習等に際し、発生した謝金や賃借料

3 保険への加入

市は、参加者に対して、活動中や活動場所との往復中に起こった自身のけがや事故等を補償するスポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）へ加入する。

4 適切な運営のための体制づくり

地域クラブCNと地域クラブの各競技・種目等の指導スタッフは、緊密にコミュニケーションを取り、適切な地域クラブ活動の運営に努める。また、小・中学校校長は、地域クラブ活動で実施されるスポーツ・文化芸術活動の内容等を見守り、児童・生徒や保護者に周知するなど、児童・生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい地域クラブ活動の競技・種目等を選ぶことができるよう援助する。

加えて、保護者についても、子どものよりよい活動を実現するため、活動の支援に努めることが望ましい。

(1) 活動方針、活動計画等の作成

地域クラブの各競技・種目等の指導者は活動方針と年間活動計画、活動実績を、既定の様式に入力・作成し、地域クラブCNへ提出する。活動方針等の作成にあたり、指導者は、本ガイドライン「第2章 山口市地域クラブの活動方針、1 活動趣旨（P2）」を基に指導理念を明確にし、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生涯にわたって心身の健康を保持するための運動習慣づくりや文化芸術等への愛好が促進されるよう配慮する。また、さまざまな体験を通して生徒の自主性、責任感、連帯感等を育むことができるよう留意する。

地域クラブCNは、指導者が作成した各競技・種目等の活動方針、年間活動計画・月活動計画を取りまとめ、参加者や保護者に提示するとともに、当該中学校及び運営本部へ送付する。

(2) 学校行事等での地域クラブについての説明

地域クラブCNは、各中学校で実施される入学説明会等で、児童・保護者に地域クラブ活動の活動方針・活動内容、活動計画、入会方法（見学期間）等について説明し、参加者募集をする。

入会を希望する生徒は、保護者の了解の上で、保護者が管理アプリで入会届を提出し、活動を開始する。（一定期間見学期間を設ける）

(3) 大会・コンクール等への参加

参加者の活動成果を発表する場として、大会・コンクール、練習試合・合同練習、地域の行事等へ参加することができる。ただし、参加者及び保護者、指導者の過度な負担にならないように、これまで参加していた大会・コンクール等を精選し、年間活動計画に位置付ける。

5 地域クラブ活動の指導

(1) 指導スタッフの心得

地域クラブ活動の活動方針・活動趣旨を正しく理解し、子どもファーストの考えのもと、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことを心がける。

また、競技力や技能の向上、大会・コンクール等で過度に好成績を収めることに偏った指導にならないようにする。

(2) 健康管理・事故防止

(ア) 参加者の安全確保（指導スタッフの対応）

- ① 参加者の発達段階や心身の健康の状態、気温等の環境を考慮し、活動内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する等、参加者の健康状態を把握し適切に対応する。
- ② けがや体調不良、事故等が発生した場合、速やかに応急手当や適切な対応を行う。
- ③ 施設・備品等の点検・管理を行い、参加者の安全確保に努める。

(イ) 活動の制限

- ① 熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底し、熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、活動を中止する。
- ② 大雨や暴風等の警報が発令されている場合や発令されることが予想される場合は、原則として活動を中止する。
- ③ 屋外での活動中、雷鳴が聞こえるなど落雷の恐れがある場合は、速やかに屋外での活動を中止し、屋内（安全な場所）に退避する。

(ウ) 相談への対応

- ① 地域クラブCNが、事故やトラブル等の相談受付を行い、運営本部に報告する。
- ② 運営本部は、相談内容に応じて、指導スタッフ、中学校、山口市教育委員会等と連携して適切な対応にあたる。

(3) 大会等への引率・指導

(ア) 大会・コンクール、練習試合等に参加する場合、指導スタッフ（指導者、指導補助者）は、参加者を引率・指導する。技術指導に加え、参加者の健康管理とともに公共でのマナーや交通ルール、会場使用（中学校等）のルールを遵守するよう指導する。

(イ) 参加者が移動中にけがや体調不良、事故等が発生した場合には、速やかに応急手当や適切な対応を行う。

6 安定的な活動のための見直し（活動競技・種目等、エリア等の見直し）

学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するにあたっては、生徒を中心とした「子どもファースト」の視点を重視し、将来における持続可能性も考慮しながら、現在、学校部活動で行われている生徒の活動機会が可能な限り確保され、移行初期における生徒の混乱や負担を最小限に抑える仕組みを構築することに重点を置いた。今後、年月の経過とともに、少子化が一層進んで加入する生徒が減少することや生徒のニーズが変化したり、多様化が起こったりすることが想定されるため、生徒・保護者に対してアンケート等でニーズ調査を行い、競技・種目等についての見直しを行う。

(1) 生徒数の減少に伴う見直し

生徒数（地域クラブ参加者）の減少に伴い、単一地域クラブ内での競技・種目等の活動ができなくなった場合には、複数の地域クラブの競技・種目等が合同で活動する拠点地域クラブ活動の取組や活動の廃止等を検討する。

※拠点地域クラブ活動や他の中学校区への参加制限の拡大等については、送迎の負担等エリアの広さに配慮する。

(2) 第二段階における見直し

地域クラブへの移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、生徒のニーズの変化に応じた競技・種目等や地域の特色を生かした新たな活動の創設についても検討する。

第4章 学校との連携

1 教育的意義の継承

地域クラブ活動は、学校管理外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が不可欠であることから、連携体制を構築する。

2 情報共有

地域クラブと参加者が通学する中学校との間で連携し、緊密に情報共有を行う必要がある。中学校は、地域クラブに対して学校行事予定や施設利用状況等の情報提供を行うとともに、生徒や保護者に地域クラブ活動を紹介する場を設ける等の運営協力を行う。地域クラブは、学校に対して地域クラブの活動方針・スケジュール・活動状況等の情報を提供し、地域クラブ活動を展開する。

地域クラブCNが、いじめに関する相談受付を行った場合には、速やかに運営本部に報告する。運営本部は、学校に相談内容の共有を行い、関係者と連携しながら状況把握に努め、継続して対応を行う。

第5章 適切な指導の担保

適切な地域クラブ活動を実施するために指導者バンク登録者に対し、定期的に研修会等を行う。

1 暴言・暴力、ハラスメント等の根絶

生徒の安全面・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を指導スタッフの重要な要件とする。

2 定期的な研修会の実施

運営本部は、地域クラブ活動に携わる指導スタッフの資質向上のために、以下に示す内容の研修会を定期的実施する。各競技・種目等の指導スタッフは必ず参加し、研修した内容を指導スタッフ間で共有し日々の指導に生かす。

(1) 研修内容

- (ア) 地域クラブ活動の指導に関すること
- (イ) 地域クラブの運営に関すること
- (ウ) 安全管理に関すること
- (エ) その他

3 資格等の取得支援

市は、地域クラブが山口県中学校体育連盟主催の大会へ参加する要件（地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則）として、日本スポーツ協会（J S P O）等が実施する指導者資格や審判資格等の取得を義務付けている競技のうち、市の地域クラブ内に設置した競技の資格を新規に取得する際にかかる経費（旅費、宿泊費等を除く）の全額を補助する。

第6章 その他

地域クラブの運営、地域クラブCN、指導スタッフ、参加者の詳細な内容については、別途マニュアルを作成する。